はじめに

大洗町立小中学校は、それぞれの地域に根ざし、児童生徒、保護者、教職員、地域住民の協力のもと、特色ある教育活動を積み重ねてきた。大洗小学校、南小学校、第一中学校、南中学校の各校には、それぞれの歴史、校風、地域との関係があり、子どもたちの成長を支える大切な学びの場となっている。

一方で、全国的な少子化の進行と同様に、大洗町においても児童生徒数の減少は著しく、学校の小規模化は避けて通れない課題となっている。子どもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、互いに切磋琢磨しながら成長していくために、理想的な環境をどう提供していくか考えていかなければならない。

そこで、学識経験者、議会の代表、小中学校長、各校 PTA 会長、地域の代表、教育委員及び役場の代表合わせて 26 名からで構成する「大洗町立学校のあり方検討委員会」を立ち上げ、検討を開始した。

本検討委員会では、町立学校の現状、児童生徒数・学級数の推移、学校現場から見た小規模校のメリット・デメリット、財政や施設の状況、アンケート調査結果等を踏まえ、今後の町立学校のあり方について検討を重ねてきた。

ここに、本検討委員会として、今後の大洗町立学校のあり方に関する基本的方向性を提言する。

第１章　検討委員会の概要

１ 設置の趣旨

大洗町立学校のあり方検討委員会は、町における児童生徒数の推移等を踏まえ、大洗町立小学校及び中学校の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため設置された。

本委員会は、統合ありきで結論を導くものではなく、子どもにとって理想的な教育環境を、学校、家庭、地域、行政が共有しながら検討する場である。議論にあたっては、現行の学校配置の良さを認めつつ、今後の児童生徒数減少を踏まえた持続可能性、教育の質、地域との関係、通学の安全、財政的な見通しを総合的に検討した。

２ 所掌事項

設置要綱に基づき、本委員会の所掌事項は次のとおりである。

1. 学校の適正規模に関すること。
2. 学校の適正配置に関すること。
3. 前２号に掲げるもののほか、大洗町教育委員会教育長が必要と認める事項に関すること。

３ 検討の視点

本委員会では、単に学校数をどうするかという視点ではなく、次の視点から総合的に検討した。

- 子どもたちが多様な人間関係の中で学び、社会性や協調性を育む環境であること。
- クラス替え、学級を超えた集団編成、教職員の専門性確保など、教育活動の質を高める学校規模であること。
- 少人数の良さであるきめ細かな指導や一人一人への支援を、学校規模が変わっても維持・発展させること。
- 通学距離、通学時間、交通安全、スクールバス、送迎動線など、日常生活に直結する条件を具体的に整えること。
- 学校が地域の核であることを踏まえ、地域の思い、学校文化、伝統等に配慮すること。
- 大洗町ならではの英語教育、科学・海洋・STEAM 教育、地域連携、ICT 活用など、魅力ある教育を一層推進すること。

4　検討経過

会議	開催日	主な内容
第１回 検討委員会	令和 7 年 11 月 27 日	設置趣旨、提言事項、学校の適正規模・適正配置の考え方、児童生徒数等の現状と推計、情報周知について
第２回 検討委員会	令和 8 年 1 月 28 日	国・県の基準、学校規模適正化の背景、小規模校のメリット・デメリット、アンケート調査の実施について
アンケート 調査	令 和 8 年 ２月２５日 ～ ３月６日	小中学校・保育園に在籍している児童生徒の保護者、小中学校教職員、保育施設従事者、小学6年生・中学3年生
第３回 検討委員会	令和 8 年 3 月 26 日	アンケート調査結果の報告・検証、自由記述の整理
第４回 検討委員会	令和 8 年 5 月 22 日	アンケート結果等を踏まえた基本的方向性の検討、町財政状況と教育予算の現状について
第５回 検討委員会	令和 8 年 7 月 31 日	大洗町立学校のあり方（基本的方向性）（案）作成、町民懇談会の実施について
懇 談 会	令和8年9月14日、16日	町民懇談会の実施

表１ 検討委員会の経過

第２章　大洗町立学校の現状と将来見通し

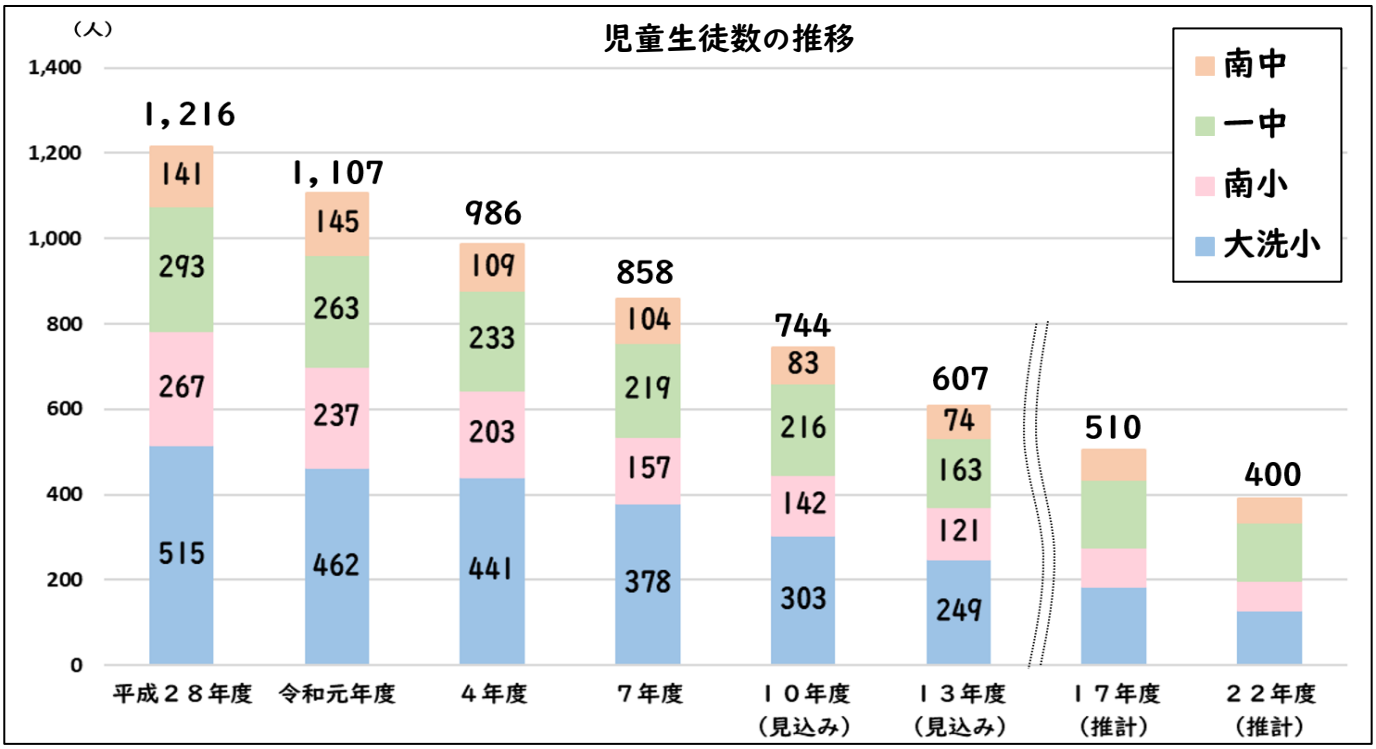
１　学校配置と施設の状況

大洗町立学校は、現在、小学校２校（大洗小学校、南小学校）、中学校２校（第一中学校、南中学校）の２小２中体制である。平成 24 年度には磯浜小学校と祝町小学校が統合し、平成 28 年度には大貫小学校と夏海小学校が統合して現在の学校体制となっている。

学校施設については、一番古い南中学校が平成 10 年度に完成、最も新しい南小学校が平成 27 年度完成であり、４校とも比較的新しい学校施設を備えている。現時点では施設面で直ちに統合を必要とする状況ではないが、将来的には施設の維持管理・改修に要する経費、教室利用、送迎動線、スクールバス乗降場所等を総合的に検討する必要がある。

２　児童生徒数の推移

４校合計の児童生徒数は、現在の２小２中体制となった平成 28 年度の 1,216 人から、令和７年度には 858 人となり、約 30%減少している。今後も減少傾向が続く見込みであり、令和 13 年度には 607 人、令和 22 年度には 400 人まで減少する推計である。



● ３ヶ年ごとのデータ値
● R10、R13 年度の値は、現在の児童生徒数と出生数を基礎データとした見込み値
● R17、R22 年度の値は、これまでの児童生徒数と出生数を基礎データとし統計処理（指数回帰）した推計値

※指数回帰…指数関数で予測する統計的手法

図１　児童生徒数の推移（４校合計

3 出生数と入学見込み

出生数は、令和 2 年度に 79 人であったが、その後は増減を伴いながらも減少傾向にあり、令和 6 年度は 46 人である。出生数は今後の小学校入学者数に直結するため、学校規模の将来見通しを考えるうえで重要である。

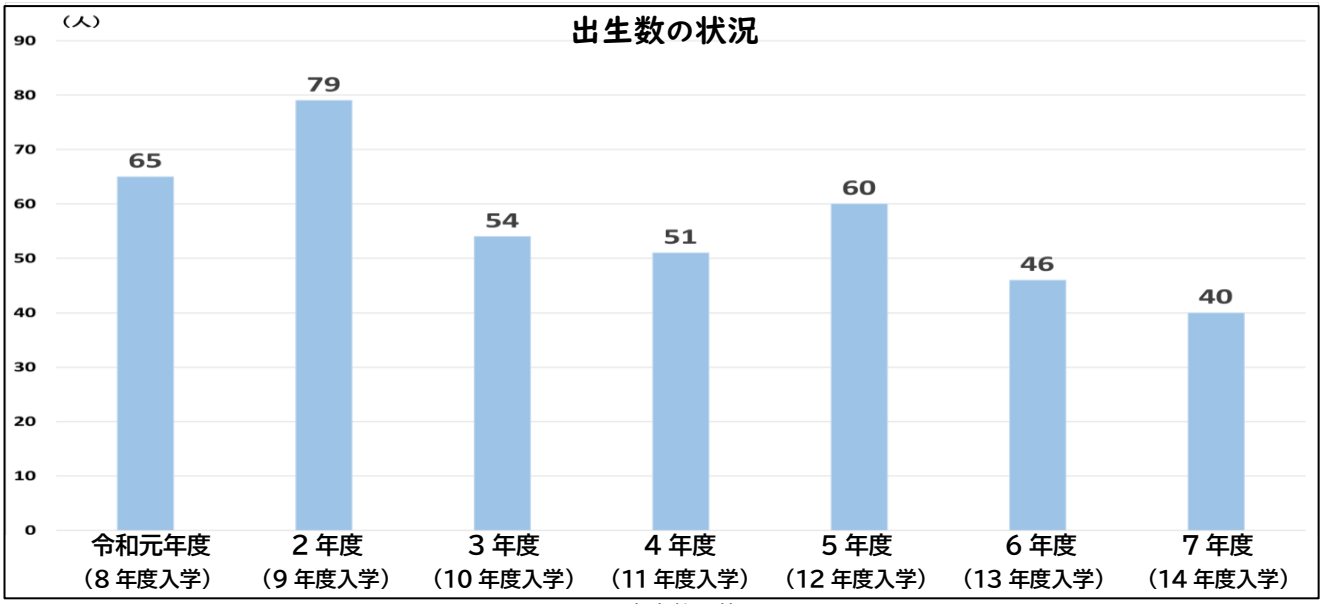


図 2 出生数の状況

（単位：人）

≪新 1 年生 入学見込み数≫ ※新小学生の見込み数は、当該年度に生まれた子の居住地を基本にこれまでの推移を加味して試算した値

校 名	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
大洗小	51	46	54	37	36	42	32
南小	25	17	25	17	15	18	14
第一中	75	73	56	62	45	55	49
南中	31	23	18	27	23	18	23

表 2 新 1 年生入学見込み数

4 学級数の推移

特別支援学級を含まない通常学級数の推移を見ると、南小学校及び南中学校はすでに国・県が示す望ましい学級数（第 4 章参照）を下回っている。

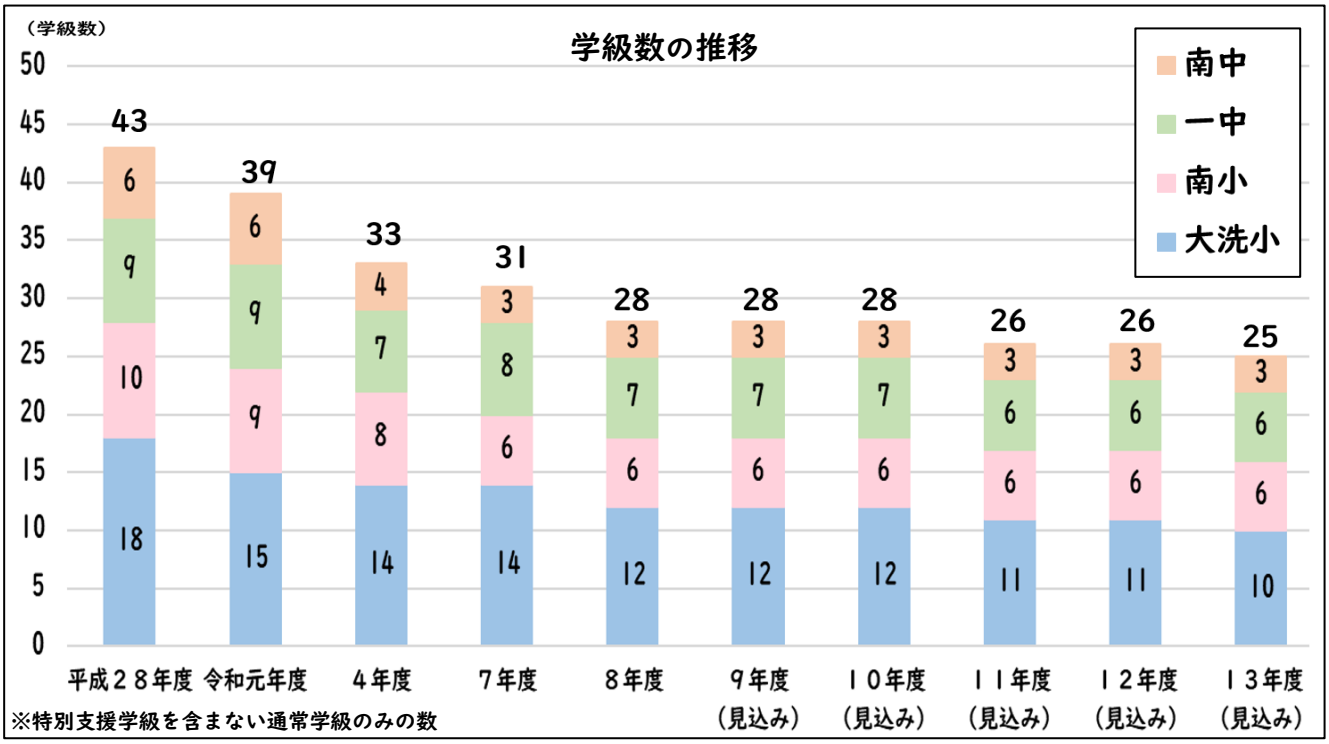


図 3 通常学級数の推移（見込み）

第３章　適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

	１学級あたりの 「児童生徒数」	１学校あたりの 望ましい「学級数」
小学校	35 人	全学年でのクラス替えや学級を超えた集団を編成できる １学年２学級以上（合計で１２学級以上）
中学校	35 人	全学年でのクラス替えや学級を超えた集団編成を可能としたり 教科担任制を確保できる １学年３学級以上（合計で９学級以上）

※中学校は、令和 8 年度から 1 年生が 35 人学級となり、その後 1 年ごとに学年進行で 35 人学級となる
※学校の適正規模は、文部科学省において「望ましい学級数」として示されている

表 3　学級編制基準および適正規模

1　適正規模の考え方

学校規模の標準は、小中学校ともに 12 学級以上 18 学級以下とされている。ただし、この標準は地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではないとされ、弾力的に捉える必要がある。

望ましい学級数の考え方として、小学校では全学年でクラス替えを可能とし、学級を超えた集団編成や同学年に複数教員を配置するため、1 学年 2 学級以上、合計 12 学級以上が望ましいとされる。中学校では、クラス替えや学級を超えた集団編成、教科担任制の確保の観点から、1 学年 3 学級以上、合計 9 学級以上が望ましいとされる。

大洗町の現状では、南小学校・南中学校がすでにこの望ましい学級数を下回っており、今後は大洗小学校・第一中学校も下回る見込みである。したがって、現在の学校配置を前提とするだけでは、将来的に望ましい学習集団規模を確保することが難しい。

2　適正配置の考え方

適正配置は、児童生徒にとって望ましい教育環境を確保するための通学条件、すなわち通学距離・通学時間の考え方である。国の目安では、通学距離は小学校でおおむね 4km 以内、中学校でおおむね 6km 以内とされる。ただし、スクールバス等を活用することで、それを超える通学距離も可能とされている。

通学時間については、徒歩や自転車だけでなく、スクールバスなど適切な交通手段を確保することで、おおむね 1 時間以内を目安とする考え方が示されている。大洗町の現在の 4 校については、現状の適正配置の基準は満たしていると整理されている。

ただし、学校再編を行う場合には、現状の基準を満たすか否かだけでなく、低学年児童の負担、悪天候時の安全、道路環境、防犯、送迎スペース、スクールバス乗降場所、下校時刻、部活動後の移動など、実際の生活場面に即した検討が必要である。

第４章　小規模校のメリット・デメリット

小規模校には、一人一人に目が届きやすい、異学年交流を進めやすい、地域との関係が密接であるといった良さがある。一方で、クラス替えができない、人間関係が固定化しやすい、集団活動や部活動の選択肢が限られる、教職員一人当たりの校務負担が大きいといった課題もある。

メリット、良い点、運営上の利点　等	デメリット、望ましくない点、運営上の課題　等
【生徒理解・生徒指導・学習（教科）指導】 ・一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導・支援がしやすい。 ・授業における話し合いや意見交流、学級活動等が、適切な人数で行える。 ・児童の活躍の場を多く設定することができる。 ・異学年交流の縦の交流が生まれやすい。 ・教材・教具の利用や実験等の具体的活動の場を保障することができる。 ・児童それぞれが特性をお互いによく理解しており、人間関係が深まりやすい。	**【生徒理解・生徒指導・学習（教科）指導】** ・集団の中で、多様な考えに触れる機会や学び合う機会、切磋琢磨する機会が少なく、児童生徒間の競争心が乏しくなりがち。 ・集団での学習活動が必要な体育や音楽、学級対抗行事で、団結することなど効果的な学習機会をつくりづらい。 ・人間関係づくりの機会が乏しく、幅広い人間関係や社会性が育ちにくい。 ・1学年1学級の場合、クラス替えができないため、児童生徒間（保護者含む）の人間関係が崩れた場合、修復が難しい。※現在の南小中学校は、9年間クラス替えができない。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・学年を一人で経営することや教科担当教諭が一人になることで、指導計画や教材研究などを個人で行うことになったり、複数での相談体制が整わない。
【学校経営・学校運営】 ・経営方針を徹底しやすく、教職員の意思疎通が容易であるため、全教職員共有理解のもとで、児童への指導体制をつくりやすい。 ・児童や教職員が一体となって学校の行事や伝統、文化等を継続する体制をつくりやすい。	**【学校経営・学校運営】** ・教職員が少ないため、経験・教科・特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・大中規模の学校と同質の校務を分掌することになり、複数の校務分掌を兼ねることになるなど、教職員一人当たりの業務量が多い。 ・出張等が重なった場合、校内の填補体制に支障が生じる場合がある。 ・（中学校）特にチームスポーツにおける部活動の安定的運営が難しく存続が危うい。
【保護者・地域との連携】 ・中学校区内の地域コミュニティと児童生徒、保護者、学校の協力連携関係が密接になる。 ・地域コミュニティがコンパクトで、見守り体制等の充実が期待できる。 ・保護者や地域と連携した教育活動の計画や実行を推進しやすい。	**【保護者・地域との連携】** ・児童生徒数の減少に伴い家庭数も減少することから、PTA 活動の持続可能性に危機感がある。 ・最も身近な教育資源である、保護者ボランティアの担い手が減少傾向にある。

表４　小規模校のメリット・デメリットの整理

第５章　アンケート調査

１　調査の概要

本委員会では、学校のあり方に関わる意識を把握し、提言の基礎資料とするためアンケートを実施した。調査対象は、町立小中学校に在籍している児童生徒の保護者、町内保育施設に在籍している児童の保護者、町立小中学校の教職員、町内保育施設の代表者及び従事者、小学校６年生及び中学校３年生である。

⑴　調査対象者及び「アンケート種類」

ア　町立小中学校に在籍している児童生徒の保護者　「保護者用」
イ　町内保育施設に在籍している児童の保護者　「保護者用」
ウ　町立小中学校の教職員　「教職員用」
エ　町内保育施設の代表者及び従事している保育者　「保育施設従事者用」
オ　町立小学校６年生及び町立中学校３年生　「児童生徒用」

⑵　実施方法　Web アンケートにより実施

ア　学校情報連絡ツール「マチコミ」
イ　調査依頼文に調査表 QR コード表示
ウ　学校情報連絡ツール「マチコミ」
エ　調査依頼文に調査表 QR コード表示
オ　GIGA 端末活用

⑶　調査期間

ア・イ・ウ・エ　＝　2月25日(水)～3月8日(日)　12日間
オ　＝　3月　2日(月)～3月6日(金)　5日間

⑷　調査回答率　≪回答者数／実家庭数＝回答率≫

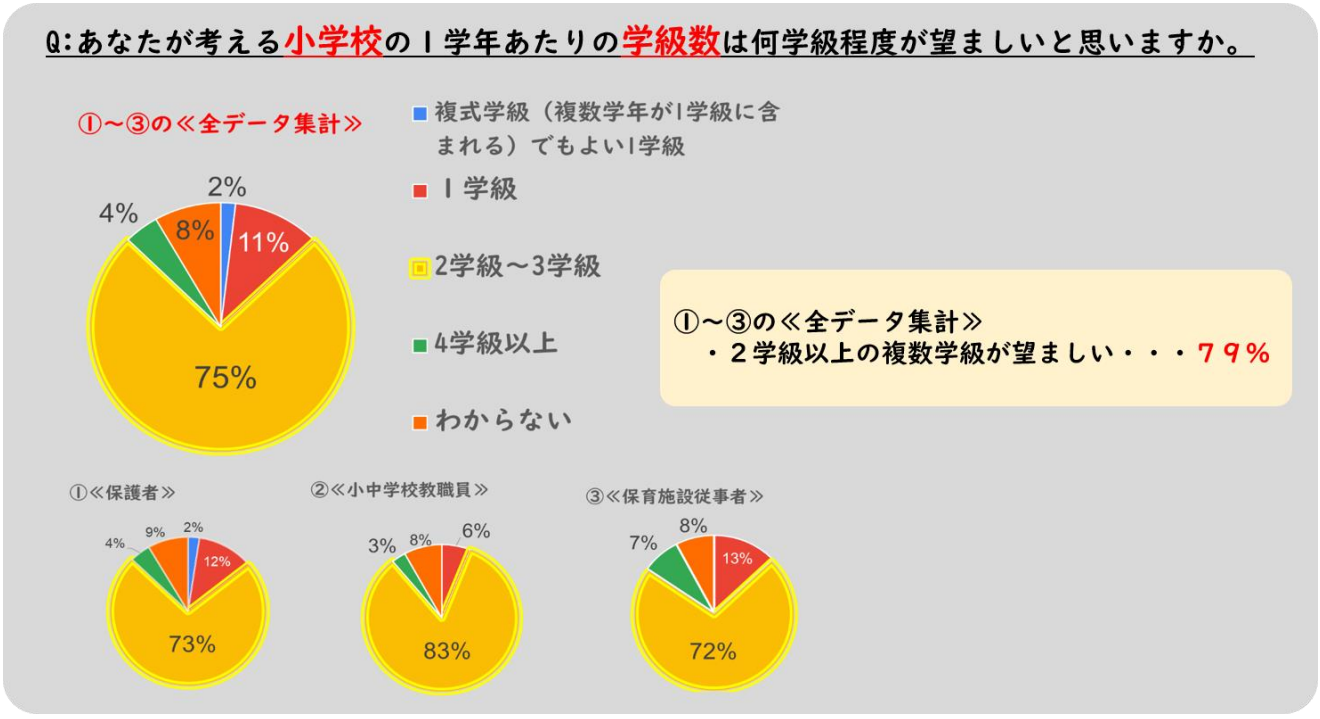
ア　町立小中学校の児童生徒の保護者　≪415／711 ＝ 58.4%≫
イ　町内保育施設の児童の保護者　≪　49／225＝ 19.2%≫
ウ　町立小中学校の教職員　≪100／115 ＝ 87.0%≫
エ　町内保育施設従事保育者　≪　39／ 93 ＝ 41.9%≫
オ　小学６年生・中学３年生　≪159／212＝ 75.0%≫

2 アンケート調査結果(要旨)

※アンケート調査結果報告書 別添参照

望ましい学級数に関する意識(学校の適正規模)

保護者、教職員、保育施設従事者を合わせた全データ集計では、小学校について「2 学級以上の複数学級が望ましい」とする回答が 79%、中学校については 82%であった。多くの関係者が、クラス替えや複数の人間関係、学級を超えた集団編成、教職員体制の充実を期待していることがうかがえる。



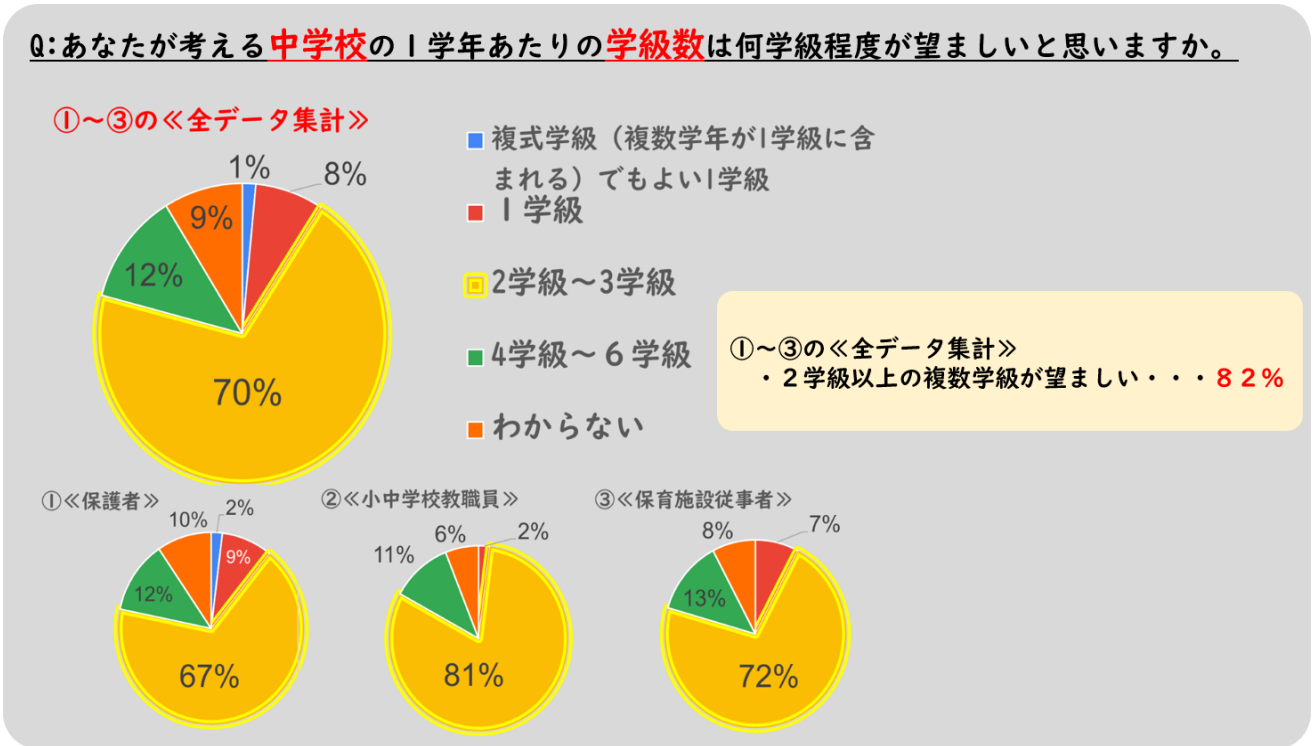
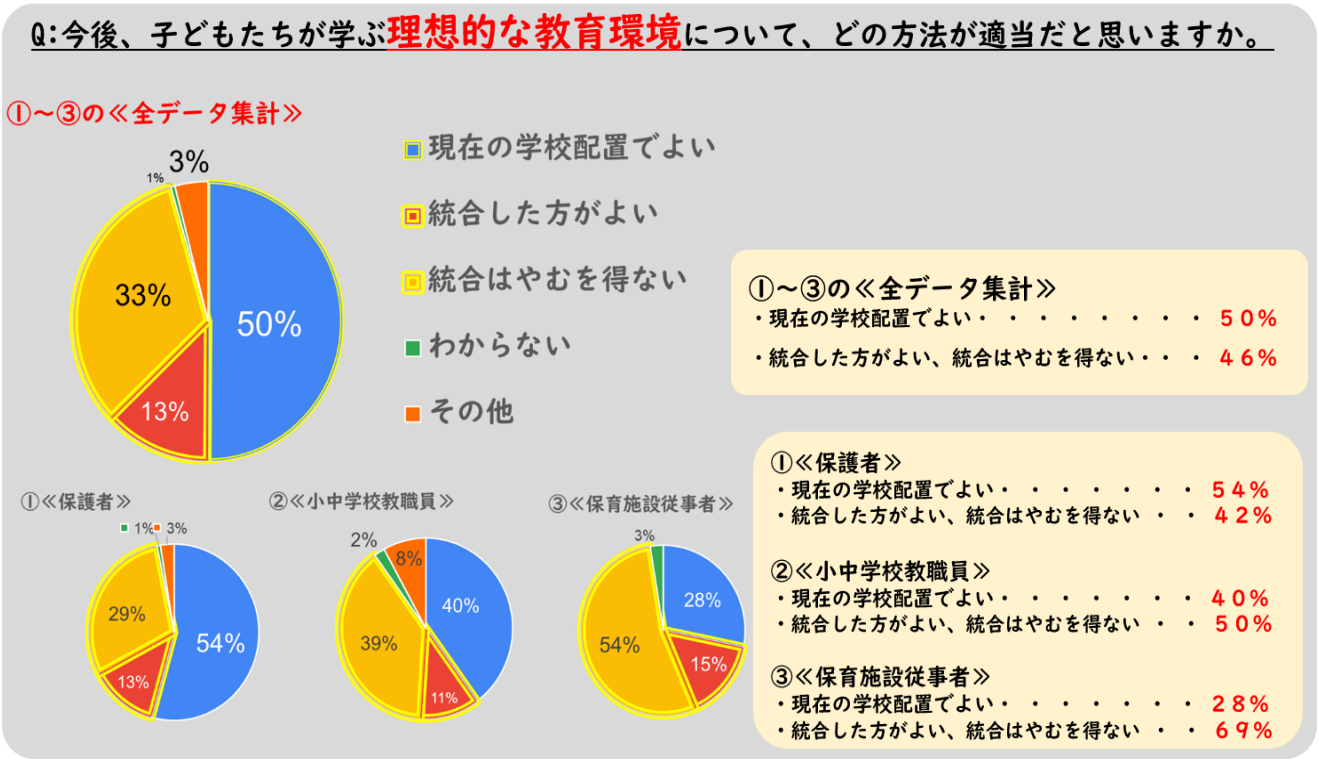


図 4 望ましい学級数

学校配置に関する意識（学校の適正配置）

今後、子どもたちが学ぶ理想的な教育環境については、全データ集計で「現在の学校配置でよい」が50%、「統合した方がよい」が13%、「統合はやむを得ない」が33%であった。現状維持を望む声が半数を占める一方で、統合又は統合はやむを得ないと考える声も46%にのぼっている。



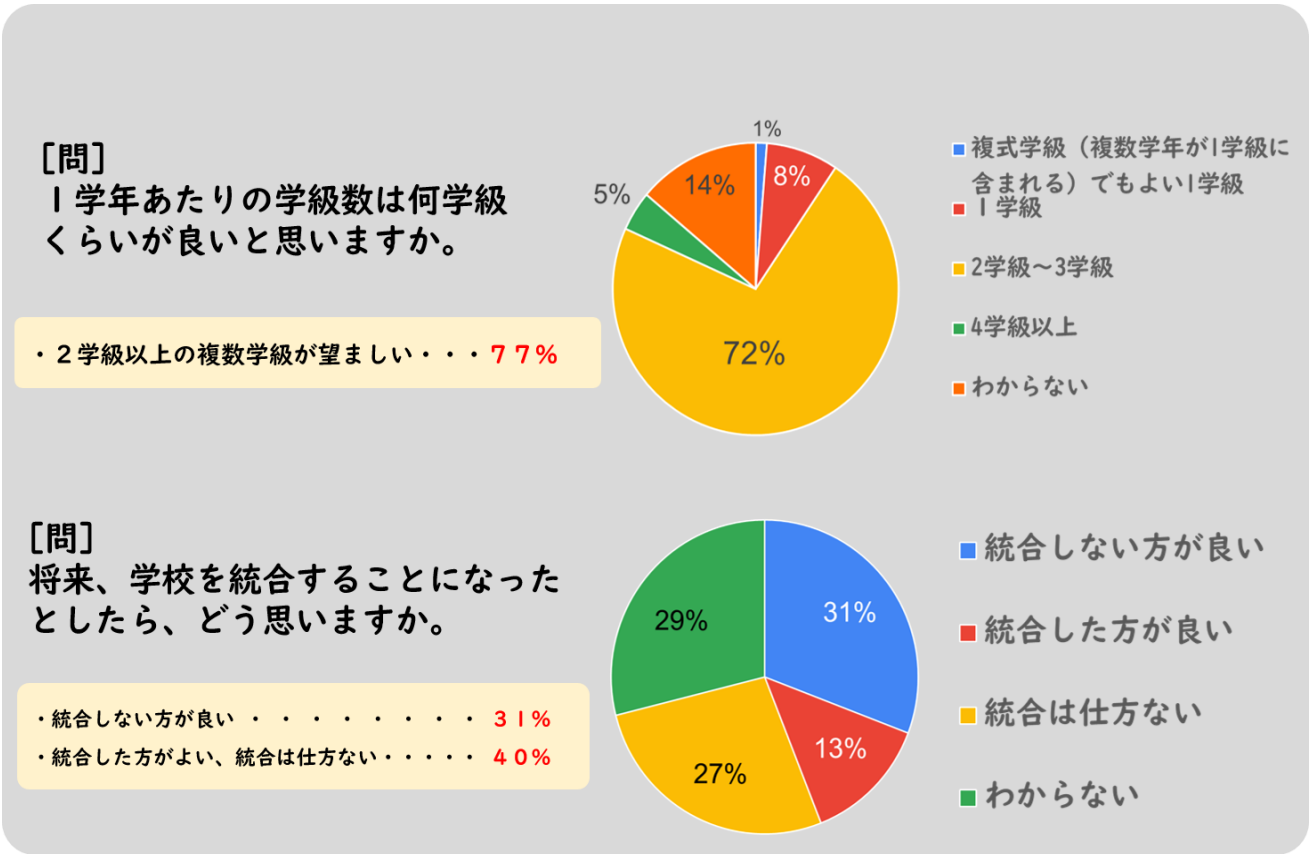


図５　理想的な教育環境

第６章　提言

「大洗町立学校のあり方（基本的方向性）」

令和8年〇月

大洗町立学校のあり方検討委員会

児童生徒数の減少による今後の学級数の推移予測と、現在の出生数から予測される新１年生の入学見込み数をみると、今後、各学校において単学級化や小規模化がさらに進行することが想定されます。　また、小学校卒業時の進路として、中高一貫校や私立学校へ進学する児童が増える傾向にあり、中学校段階での生徒数の更なる減少が懸念されます。

こうした状況から、現行の2小2中体制を長期的に維持することは難しく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨を通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという望ましい教育環境の確保が困難になると予想されます。

当委員会では、今後の学校のあり方について議論を進める中で、学校現場から見た小規模校のメリット・デメリットを整理するとともに、国・県が示す学級編制基準及び適正規模等を加味しつつ、それらの情報を周知したうえで、児童生徒、保護者、教職員、保育施設従事者を対象にアンケート調査を実施しました。その結果も踏まえて議論を重ね、「大洗町立学校のあり方（基本的方向性）」を提言します。

１　大洗町立学校における「望ましい学級数」（学校の適正規模）について

アンケート調査結果（保護者、教職員及び保育施設従事者）に見る「望ましい学級数」、つまり１学年あたりの学級数について、「2 学級以上が望ましい」との意見が小学校では 79%、中学校では 82%となっています。国・県が示す基準においても複数学級が「望ましい」とされていることも考慮し、大洗町における町立学校の「望ましい学級数」（学校の適正規模）は、「2学級以上」とするものです。

２　大洗町立学校における「望ましい学校配置」（学校の適正配置）について

アンケート調査結果（保護者、教職員及び保育施設従事者）に見る「子どもたちが学ぶ理想的な教育環境」については、「現在の学校配置」を望む声『50%』と比較し、「統合した方がよい」と「統合はやむを得ない」を合わせると『46%』となりほぼ同数でしたが、このうち「統合はやむを得ない」との回答理由について詳細に検証すると、「単学級化に伴う人間関係の固定化」、「部活動・学校行事の制約」、「多様な人間関係や社会性の育成のしにくさ」などを踏まえ、統合の必要性を訴える意見も多く見られます。つまり、単なる消極的容認ではなく、持続可能で望ましい教育環境を確保するためには、「統合が必要として回答している」とみてとれます。

さらに細かく見てみると、教育現場をつかさどる教職員においては、「統合した方がよい」と「統合はやむを得ない」とを合わせた数値は、「現在の学校配置」を望む声より 10 ポイント高くなっています。保育施設従事者においては、「統合した方がよい」と「統合はやむを得ない」を合わせた数値は、「現在の学校配置」より 41 ポイント高くなっています。

以上、アンケート調査結果を検証しつつ、議論を進めた結果、次に示す「留意点」に充分留意していくことで、大洗町における「望ましい学校配置」（学校の適正配置）は、現行の小学校２校、中学校２校から、将来的に「小学校１校、中学校１校へ統合することが適当」とするものです。

≪統合を進めていく上での留意点≫

⑴ 小学校・中学校両方の統合を進めていく中で、その方法については、段階的な方法も検討すること

児童生徒の発達段階、通学距離、教職員体制等を踏まえると、小学校と中学校では、統合により生じる課題や配慮すべき点に違いがあると考えられる。

特に中学校においては、①部活動の選択肢の確保、②高校進学後における大きな集団環境への円滑な適応、③多様な人間関係の形成などの観点から、一定規模の集団の中で学ぶ環境を整える必要性が高い。また、町外学校への進学等、中学進学時に生徒数がさらに減少することも見込まれる。

このため、①中学校の統合を先行する方法、②小学校・中学校を同時に統合する方法など、複数の方法について検討する必要がある。

⑵ 通学の安全・安心を統合の前提条件とすること

アンケートでは、統合に対する不安として、通学距離、通学方法、登下校の安全、送迎負担、スクールバスの有無、駐車場の確保などがあげられた。

統合を進める場合には、①通学路の再設定、②通学路の安全点検、③見守り体制、④防犯・交通安全対策、⑤スクールバスの導入等を具体的に示す必要がある。

小学生について、統合により通学距離が遠くなる場合は、スクールバス導入による通学支援を検討すべきである。中学生については、安全性を前提に自転車通学を認める場合でも、危険箇所の把握、交通安全指導、ヘルメット着用、自転車点検等を徹底すべきである。

⑶ 少人数教育の良さを継承し、きめ細かな支援体制を強化すること

統合により児童生徒数が増える場合であっても、現在の小規模校で評価されている「一人ひとりに目が届く」「きめ細かく支援できる」という良さを失わないよう留意すべきである。学級担任だけに支援を委ねるのではなく、複数の教職員で児童生徒を見守る体制を整えるべきである。

学習支援はもとより、特別支援教育、不登校支援、日本語指導、心のケアなど、多様な教育ニーズに対応できる人的配置と校内支援体制の強化を図るべきである。

⑷ 統合を契機として、大洗町ならではの魅力ある教育をさらに充実させること

統合は、単に学校を再編する取組みではなく、大洗町の教育の魅力を高める機会とすべきである。

英語教育、科学技術教育、海洋リテラシー教育、STEAM 教育、ICT・オンライン学習、本物に触れる学びなど、大洗町ならではの特色ある教育を新しい学校づくりの柱に位置付けるべきである。

統合により生じる教育資源の集約効果を、教職員体制、専門的な授業、地域人材の活用、外部機関との連携、学習環境の充実など、児童生徒の教育環境の改善・推進に結びつけることが重要である。

⑸ 地域とともにある学校づくりを継続すること

統合後も、地域学校協働活動、コミュニティスクール、見守り活動、地域行事への参加、郷土学習、伝統文化の継承などを通じて、地域と学校が一体となって子どもを育てる仕組みを維持・発展させるべきである。

⑹ 財政的効果を子どもたちの学びに還元すること

統合により施設維持管理や学校運営の効率化が図られる点についても、その効果は経費削減だけに止まってはならない。

統合により生み出される財源や人的資源については、子どもたちの教育環境の充実に優先的に活用することが望ましい。

⑺ 丁寧な説明と合意形成を重視すること

アンケート調査では、統合そのものへの賛否に加え、進め方、説明の丁寧さ、条件整備、地域事情への配慮を重視する意見が多く示された。

基本的方向性を示した後も、保護者、児童生徒、教職員、地域住民に対して、十分に周知し、意見を聴取し、検討状況をわかりやすく公表する必要がある。

≪まとめ≫

ここに、当委員会として、大洗町立学校のあり方（基本的方向性）（案）を示しました。

今後、町民等の幅広い意見を聴取し、当委員会として「基本的な方向性」を決定し、大洗町長に提言します。併せて、町の広報誌及びホームページ等を通じて十分に周知するよう求めていきます。

引き続き当委員会としては、この「基本的な方向性」を基に、保護者、地域、学校現場の意見を丁寧に聴取し、不安や思いを受け止めながら、統合するエリア、統合する時期、対応策等について慎重かつ丁寧に議論を進め、大洗町長への最終提言として「大洗町立学校のあり方（具体的な方向性）」を取りまとめていきます。

参考資料（１）

町民懇談会の意見

１　開催目的

「大洗町立学校のあり方（基本的方向性）（案）」及び「これから望む学校の姿」について、町民の幅広い意見を聴取するため。

２　開催概要

●開催日　※両日とも同様の内容

［第１日目］令和８年９月 14 日（月）　14 時 00 分～15 時 40 分　≪参加者：21 名≫

［第２日目］令和８年９月 16 日（水）　18 時 00 分～19 時 45 分　≪参加者：31 名≫

●会　場　トヨペット スマイルホール 大洗　大会議室

３　意見・質問

参加者からの意見・質問を、テーマ別に整理した。

(1) 学校規模・学校配置

・児童生徒数の減少により統合はやむを得ないが、十分な準備を行ったうえで進めてほしい。
・統合はやむを得ないと思っています。今後更なる児童生徒数の減少により単学級となる可能性があるため、10 数年後や次の世代まで見据えた計画を立ててほしい。
・小中連携を深めるため、統合する場合も小学校と中学校は同じエリアに配置することが望ましい。
・町内に２校あれば、人間関係に悩む子どもが別の学校へ移る選択もできる。少人数・小規模校の良さを生かした２校維持についても、改めて考えてみてもよいのではないか。

(2) 統合の具体的な計画と施設の活用

・統合する場所や時期が分からなければ、通学等の影響を具体的に考えにくい。将来を見通せるよう、具体的な計画を示してほしい。
・統合先の学校の教室数や受入れ可能な児童生徒数を確認し、必要な施設整備について説明してほしい。
・統合により使用しなくなる校舎や学校跡地を、どのように活用するのか考え方を知りたい。

(3) 通学の安全確保と送迎環境

・スクールバスの導入検討だけでなく、駐輪場・駐車場、雨天時の送迎車両の混雑、ロータリーでの乗降なども含め、安全な登下校のための対策を示してほしい。
・通学路の安全確認には地域も協力し、子どもが安心して通える環境を整えていきたい。

(4) 教育内容・指導体制と子どもへの支援

・南中学校は教科教室型の学習を行っているが、統合した場合はどのようになるのか。
・いじめへの対応や転校に関わる問題について、どのように考えるか教えてほしい。
・教員が意欲を持って働ける環境を整え、教職員が一丸となって子どもファーストに考えた教育を進めてほしい。子ども達が、学校には沢山楽しいことがあると思いながら勉強できるといいと思います。
・座学だけでなく、体を動かしたり体験したりして学ぶ授業を増やしてほしい。

(5) 学校・保育施設・地域との更なる交流や連携・協働

・北海道洋上体験学習や合同の宿泊学習など、学校や学区を越えて子ども同士が交流する機会を増やし、統合に対する不安の軽減につなげてほしい。そうした交流によって、子ども達から統合への懇願が広がり、保護者の心配事（子ども達の地域性等）が解消されるのではないでしょうか。
・スポーツ少年団で学校を越えた友人関係ができた経験があり、現在の子どもたちにも同様の交流機会があるのか教えてほしい。
・親子ふれあいセンターの行事を増やすとともに、北海道洋上体験学習や海っ子・山っ子交流などを継続し、町全体で交流する機会を大切にしてほしい。
・小学校入学後の人間関係も見据え、保育施設同士の交流があるとよいと思う。
・学校が１校になっても、楽しい学校づくりはできると思います。子どもの数が減少しても、地域として引き続き学校や子どもたちを支えていきたい。

(6) アンケートの捉え方と意見聴取

・児童生徒アンケートの「統合した方がよい」と「統合は仕方ない」を一括して扱うと、回答の背景にある気持ちが読み取りにくい。それぞれの回答の意味を丁寧に捉えてほしい。
・教職員が「現在の学校配置でよい」と回答した考えが気になりました。
・これから就学する乳幼児の保護者などにも、アンケート実施や意見を伝える機会を設けてほしい。学校の将来像は、保育施設をどこにしようかの選択にも関わってくるので。

(7) 人口減少への対策

・児童生徒数の減少について、町が進める人口減少対策との関係や、その効果をどのように捉えているのか気になります。
・人口や児童生徒数を増やす視点も持ち、大洗の自然や体験活動を生かして、不登校の子どもなどを町外から受け入れる留学制度や、移住につながる取組を検討してはどうか。

参考資料（２）

大洗町立学校のあり方検討委員会設置要綱

令和７年９月２５日

教育委員会告示第４号

（設置）

第１条　町における児童生徒数の推移等を踏まえ、大洗町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、大洗町立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を「調査・検討し、答申する。」

（１）　学校の適正規模に関すること。

（２）　学校の適正配置に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、大洗町教育長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　検討委員会は、委員３０人程度をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　議会の代表

（３）　小中学校長

（４）　小中学校 PTA 会長

（５）　地域の代表

（６）　教育委員

（７）　前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から第２条に規定する所掌事項に関する答申を行った日までとする。

２　委員が欠けた場合は、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　検討委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

（庶務）

第７条　検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付　則

この告示は、公布の日から施行する。